



Title	府立病院のあり方：大阪府衛生対策審議会答申
Author(s)	伊藤，裕康
Citation	大阪公衆衛生. 2003, 74, p. 11-12
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83526
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

府立の病院のあり方 (大阪府衛生対策審議会答申)

大阪府病院事業局病院改革課
参事 伊藤裕康

少子高齢化の急速な進展、疾病構造の変化などに伴い、保健・医療分野における府民のニーズは、より一層高度化・多様化してきている。一方で、大阪府の財政は長期にわたり危機的状況に直面し、府政全般にわたる構造改革が進められようとしており、公と民、国と地方の役割分担の原点に立ち返り、府政が本来果たすべき役割を明らかにすることが求められている。

このため、府立の病院においても社会経済

状況や府民生活の変化に的確に応えていけるよう、その果たすべき役割について明らかにする必要があることから、平成13年8月に知事から衛生対策審議会に「今後の府立の病院のあり方、果たすべき役割について」諮問し、府立の病院のあり方部会（会長：西村周三京都大学教授）を設置して審議を重ね、平成14年9月に答申が出された。

答申では、少子高齢化の進展などの背景や府立の病院の現状を踏まえ、「府立の病院が果

表 診療機能の基本方向

大阪府立病院 身体障害者福祉センター 附属病院	◆急性期医療のセンター機能 ・災害医療 ・高度循環器医療 ・エイズ医療 ・難治性糖尿病医療 ・救命救急医療 ・難病医療 ・腎疾患医療 ・精神科医療（合併症） ◇統合後、新たに取り組む機能 ・障害者医療 ・高度リハビリ医療
羽曳野病院	◆呼吸器・アレルギー疾患医療のセンター機能 ・難治性呼吸器疾患医療 ・結核医療 ・難治性アレルギー疾患医療
中宮病院	◆精神医療のセンター機能 ・精神科医療（措置・応急入院 等）
成人病センター	◆がん医療のセンター機能 ・難治性がん医療
母子保健総合医療センター	◆周産期・小児医療のセンター機能 ・周産期緊急医療 ・小児高度医療

たすべき役割の明確化」、「医療を取り巻く環境の変化への対応」、「医療水準向上への貢献」、「経営の効率化」の4つの課題を掲げている。これらの課題に対して、府立の病院の役割として、府立の病院が担うべき医療分野を「広域行政医療」と位置づけ、精神科医療、結核医療などの16の医療課題が整理された。これらを踏まえ、診療機能の見直しの視点として、「3次医療圏を対象とした医療への重点化」、「医療機能の集約と病院間の連携」、「今後重要が増加する医療課題への対応」、「効率的・効果的な医療サービスの提供」、「地域医療、在宅医療サービスとの連携」という5つの視点が掲げられている。

以上を踏まえ、各病院の診療機能の基本方向を掲げている（表参照）。

大阪府立病院は、急性期医療のセンター機能を担う病院と位置づけた上で、災害医療、救命救急医療、高度循環器医療など8つの医療課題を中心的に担うとともに、障害者医療とリハビリテーション医療の向上に資するよう、身体障害者福祉センター附属病院と大阪府立病院を統合し、必要な体制の整備を図る方向となっている。

羽曳野病院については、呼吸器・アレルギー疾患医療のセンター機能を担う病院と位置づけ、難治性呼吸器疾患医療、難治性アレルギー疾患医療、結核医療を中心的に担う方向となっている。

中宮病院については、精神医療のセンター機能を担う病院として、措置・応急入院等の民間病院では対応困難な精神疾患患者の受け入れ機能を充実する方向となっている。

成人病センターは、肺がんや肝がん等の難治性がんの罹患数が増加している中で、入院待ち患者の恒常的な発生などの課題に対応するため、がん医療のセンター機能を担う病院として、がん医療により重点化する方向となっている。

母子保健総合医療センターについては、周産期・小児医療のセンター機能を担う病院として、周産期緊急医療、小児高度医療を引き続き担う方向となっている。

運営形態については、現行の地方公営企業法の財務等の一部適用（身体障害者福祉センター附属病院を除く）における問題点を踏まえて、検討の視点として、「組織目標の明確化」、「説明責任の確保」、「自己責任原則の徹底」という3つの視点を揚げた上で、これをもとに地方公営企業法の全部適用と地方独立行政法人の2つの制度を対象として検討がされた。

ただ、地方独立行政法人制度については、現在、国において制度の内容を検討中であるため、その動向を注視しながら、府として検討を進め、府立の病院にふさわしい運営形態の具体化を図る方向となっている。

大阪府としては、この答申を踏まえ病院改革の具体的な計画を策定し、できることから具体的な改革に着手する予定である。